

# 令和元年度集團指導資料【児童系】

【児童系】

令和2年3月3日（火）、3月4日（水）、3月5日（木）

場所：県庁行政棟1階 大会議室（C）

時 間	内 容	説 明 者	資 料
14時00分 ～ 14時40分	児童通所支援及び児童入所 支援について	県福祉保健部 障害福祉課	資料1
14時40分 ～ 14時50分	質疑 等		
14時50分 ～ 15時20分	障害福祉サービス等におけ る指導内容	県福祉保健部 監査指導課	資料2
15時20分 ～ 15時30分	質疑 等		

## 【資料 1】

児童通所支援及び児童入所支援  
について

障害福祉課

## 児童通所支援及び児童入所支援について(集団指導資料)

### 1. 人員に関する基準について

#### ①児童発達支援<児童発達支援センター除く>及び放課後等デイサービス

主として対象とする障害児の種別	障害児 (重症心身障害児を除く。)	重症心身障害児
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの ※支障がない場合は他の職務との兼務可。	
児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)。	1人以上
児童指導員(注1)、保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上は常勤。</li> <li>・障害児の数が10人までは2人、11～15人は3人、16～20人は4人(21以上省略)。</li> <li>・機能訓練担当職員の数を合計数に含めてよい。</li> </ul>	1人以上 ※障害福祉サービス経験者は不可。
障害福祉サービス経験者 (障害福祉サービスに2年以上の従事した者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半数以上が児童指導員又は保育士であること。</li> </ul> (注2)	/
機能訓練担当職員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練を行う場合に置く。</li> <li>※機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。</li> </ul>	1人以上 ※必置。ただし、機能訓練を行わない時間帯で、支障がない場合は、置かないことができる。
嘱託医	/	1人以上
看護職員 (看護師、准看護師、保健師、助産師)	/	1人以上

(注1)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条の規定に該当する者。

児童指導員とは、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準第43条の規定に該当する者をいう。第43条の規定に該当しない介護福祉士及び強度行動障害支援者養成研修(基本研修)修了者は児童指導員ではない。

#### 第四十三条(抜粋)

一 (略)

- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 大学(短期大学を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 (略)
- 六 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 (略)
- 八 高等学校等を卒業した者などで、2年以上児童福祉事業に従事したもの。
- 九 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
- 十 (略)

**(注2) 人員基準を満たす場合、満たさない場合の例示**

(例1)【OK】定員 10 名、児童指導員 1 名(常勤)、保育士 1 名(非常勤)を配置する事業所  
 主として対象とする障害児の種別:障害児(重症心身障害児を除く。) ※他の例も同様  
 営業時間:9:00~18:00(8H) ※他の例も同様  
 開所日:月~金(週 5 日)  
 サービス提供時間:13:00~18:00(5H) ※他の例も同様  
 勤務時間: 9:00~18:00(8H)・・・①、13:00~18:00(5H)・・・② ※他の例も同様

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
児(常)	①	①	①	①	①	-	-	①	①	①
保(非)	②	②	②	②	②	-	-	②	②	②
受入児童数	10	10	10	10	10	-	-	10	10	10
可否	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○

(例2)【NG】定員 10 名、児童指導員 1 名(常勤)、保育士 1 名(非常勤)を配置する事業所

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
児(常)	①	①	①	①	①	-	-	①	①	①
保(非)	②	②	②	②	②	-	-	②	②	②
受入児童数	10	10	10	10	10	-	-	11	10	11
可否	○	○	○	○	○	-	-	×	○	×

※定員を超えた受入は禁止されているが、やむを得ず 11 人受入れた場合、児童数に応じて配置すべき人員の合計数が決定するため、人員基準に該当する 3 人目の職員を配置する必要がある。

(例3)【NG】定員 10 名、児童指導員 1 名(常勤)、保育士 1 名(非常勤)を配置する事業所

開所日:月～金(週 5 日) ⇒ 開所日:月～土(週6日)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
児(常)	①	①	①	①	①	-	-	①	①	①
保(非)	②	②	②	②	②	②	-	②	②	②
受入児童数	10	10	10	10	10	10	-	10	10	10
可否	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○

※開所日が 6 日以上の場合、常勤職員が不在となる場合がある。この場合、基準人員 2 人目の職員を確保する必要がある。

(例4)【OK】定員 10 名、児童指導員 1 名(常勤)、保育士 1 名(非常勤)、障害福祉サービス経験者 1 名(非常勤)を配置する事業所

開所日:月～金(週 5 日) ⇒ 開所日:月～土(週6日)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
児(常)	①	①	有休	①	①	-	-	①	①	①
保(非)	②	②	②	②	②	②	-	②	②	②
サビ経(非)	-	-	②	-	-	②	-	-	-	-
受入児童数	10	10	10	10	10	10	-	10	10	10
可否	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○

※病休、有休等により職員が欠けた場合についても、基準人員 2 人目の職員を確保する必要があるため、ゆとりのある職員配置に努めること。

(例5)【NG】定員 10 名、児童指導員 1 名(常勤)、障害福祉サービス経験者 2 名(非常勤)を配置する事業所

開所日:月～金(週 5 日) ⇒ 開所日:月～土(週6日)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
児(常)	①	①	①	①	①	-	-	①	①	①
サビ経(非)	②	②	②	②	②	②	-	②	②	②
サビ経(非)	-	-	-	-	-	②	-	-	-	-
受入児童数	10	10	10	10	10	10	-	10	10	10
可否	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○

※配置した職員の半数以上が児童指導員若しくは保育士でなければいけない。

②児童発達支援<児童発達支援センター>

主として対象とする障害児の種別	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く。)	難聴児	重症心身障害児
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの ※支障がない場合は他の職務との兼務可		
児童発達支援管理責任者	1人以上		
嘱託医	1人以上		
児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上</li> <li>・児童指導員 1人以上</li> <li>・保育士 1人以上</li> <li>・機能訓練担当職員等の認められる職種の数を総数に含めてよい。</li> </ul>		
栄養士	1人以上 ※障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。		
調理員	1人以上 ※調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。		
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く。 ※児童指導員及び保育士の総数に含めてよい。		1人以上 ※児童指導員及び保育士の総数に含めてよい。
言語聴覚士		単位ごとに4人以上 ※児童指導員及び保育士の総数に含めてよい。	
看護職員			1人以上 ※児童指導員及び保育士の総数に含めてよい。

③居宅訪問型児童発達支援

主として対象とする障害児の種別	規定なし(支援対象は重度の障害の状態その他これに準ずる状態の障害児で通所支援をうけるための外出が著しく困難なもの)
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可。)
児童発達支援管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者であること。)
訪問支援員	・訪問支援を行うために必要な数

	・障害児について、 <u>介護、訓練等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士、児童指導員、心理指導担当職員</u>
--	--

④保育所等訪問支援

主として対象とする障害児の種別	規定なし(支援対象は保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児)
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可。)
児童発達支援管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者であること。)
訪問支援員	・訪問支援を行うために必要な数 ・障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者

⑤福祉型障害児入所施設

主として対象とする障害児の種別	知的障害児(自閉症を主たる症状とする児童除く。)	自閉症児	肢体不自由児	盲児又はろうあ児
児童発達支援管理責任者	1人以上			
嘱託医	1人以上			
看護職員		おおむね障害児の数を20で除して得た数以上	1人以上	
児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上</li> <li>※30人以下の障害児を入所させる施設は、当該数に1を加えた数以上</li> <li>・児童指導員 1人以上</li> <li>・保育士 1人以上</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</li> <li>・児童指導員 1人以上</li> <li>・保育士 1人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上</li> <li>※35人以下の障害児を入所さ</li> </ul>



			せる施設は、当該合計数に1を加えた数以上 ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上
栄養士	1人以上 ※障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。		
調理師	1人以上 ※調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。		
医師		精神科の診療に相当の経験を有する者	
心理指導担当職員	障害児5人以上に心理指導を行う場合に配置		
職業指導員	職業指導を行う場合に配置		

⑥医療型障害児入所施設

主として対象とする障害児の種別	肢体不自由児	重症心身障害児	自閉症児
児童発達支援管理責任者	1人以上		
病院として必要とされる従業員	医療法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	・おおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上 ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上	・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上	・おおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上 ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上
心理指導を担当する職員		1人以上	

理学療法士又は作業療法士	1人以上		
職業指導員	職業訓練を行う場合に配置		

## 2. 児童指導員等加配加算(Ⅰ)の算定について(通所支援事業所)

児童通所支援給付費の算定に必要とする員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合に算出することができる。

### (1) 児童指導員等加配加算対象の職種

#### ●理学療法士等とは(報酬告示)

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員

#### ◎厚生労働大臣が定める基準とは(関係告示)

次のいずれかに該当する者

- イ 学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの。
- ロ 国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

#### ●児童指導員等とは(報酬告示)

児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者

#### ◎厚生労働大臣が定める基準とは(関係告示)

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)別表第5に定める内容以上の研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

#### ○厚生労働大臣が定めるもの別表5に定める内容以上の研修とは(留意事項通知)

- ①強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者
- ②重度訪問介護従業者養成研修 行動障害支援課程 修了者
- ③行動援護従業者養成研修修了者

#### ●その他の従業者とは(報酬告示)

理学療法士等、児童指導員等に該当しない者

(2)加算算定のための要件

●職員の配置

- ・理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。
- ・児童発達支援(児童発達支援センターを除く。)及び放課後等デイサービスにおいて、重症心身障害児以外の障害児を対象としている場合で、「理学療法士等」若しくは「児童指導員等」を算定する際は、児童通所支援給付費の算定に必要となる従業者の員数と加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置(常勤換算による算定)していること。

●長崎県への手続き

- ・算定の開始時期については、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月からとなる。

(3)児童指導員等加配加算(I)が算定できる場合、できない場合

(例1)【OK】定員 10 名、児童指導員2名(常勤)、保育士 1 名(非常勤)を配置する事業所  
 主として対象とする障害児の種別:障害児(重症心身障害児を除く。) ※他の例も同様  
 営業時間:9:00~18:00(8H) ※他の例も同様  
 開所日:月~金(週 5 日)  
 サービス提供時間:13:00~18:00(5H) ※他の例も同様  
 勤務時間: 9:00~18:00(8H)・・・①、13:00~18:00(5H)・・・② ※他の例も同様  
 児童指導員等加配加算(I):「児童指導員等」を加配する旨を長崎県へ届出済み。

	1	2	3	4	5	6	7	8	略	勤務時間計	内訳	
	月	火	水	木	金	土	日	月			基準人員	加配
児1(常)	①	①	①	①	①	-	-	①	略	160	160	0
保(非)	②	②	②	②	②	-	-	②		100	100	0
児2(常)	①	①	①	①	①	-	-	①		160	0	160
受入児童数	10	10	10	10	10	-	-	10				
算定可否	○											

基準人員として配置している職員(斜線部分)以外の勤務時間が 160 時間あり、常勤換算 1.0 人となるため、児童指導員等加配加算(I)を算定できる。また、算定する項目は「児童指導員等」となる。

(例2)【NG】定員 10 名、児童指導員 2 名(常勤)、保育士 1 名(非常勤)を配置する事業所

	1	2	3	4	5	6	7	8	略	勤務時間計	内訳	
	月	火	水	木	金	土	日	月			基準人員	加配
児1(常)	①	①	①	①	①	-	-	①	略	160	160	0
保(非)	②	②	②	②	②	-	-	②		100	100	0
児2(常)	①	①	①	①	①	-	-	①		160	8	152
受入児童数	10	10	10	10	11	-	-	10				
算定可否	×											

児童指導員等加配加算(Ⅰ)(児童指導員等)の算定について、長崎県が受理した場合でも、定員超過により、加配となる予定だった職員が基準人員として勤務した場合等の際には、児童指導員等加配加算が算定できないケースがある。

上記の例では、必要とする員数に加え 0.9(152/160)人の配置となるため、児童指導員等加配加算は算定できない。

(例3)【NG】定員 10 名、児童指導員 2 名(常勤)、保育士 1 名(非常勤)を配置する事業所

児童指導員等加配加算(Ⅰ):「児童指導員等」を加配する旨を長崎県へ届出を行っていない。

	1	2	3	4	5	6	7	8	略	勤務時間計	内訳	
	月	火	水	木	金	土	日	月			基準人員	加配
児1(常)	①	①	①	①	①	-	-	①	略	160	160	0
保(非)	②	②	②	②	②	-	-	②		100	100	0
児2(常)	①	①	①	①	①			①		160	0	160
受入児童数	10	10	10	10	10	-	-	10				
算定可否	×											

児童指導員等加配加算(Ⅰ)は、事前に届出を行い、受理された事業所でない場合、算定することができない。児童指導員等加配加算(Ⅰ)の届出をしていない事業所において、職員の追加採用などにより、児童指導員等加配加算の算定要件に該当する見込みで算定を希望する場合は、必ず長崎県へ届出を行うこと。

(例4)【NG】定員 10 名、児童指導員2名(常勤)、保育士 1 名(非常勤)を配置する事業所

開所日:月～金(週 5 日) ⇒ 開所日:月～土(週6日)

	1	2	3	4	5	6	7	8	略	勤務時間計	内訳	
	月	火	水	木	金	土	日	月			基準人員	加配
児1(常)	①	①	①	①	①	-	-	①	略	160	160	0
保(非)	②	②	②	②	②	②	-	②		120	120	0
児2(常)	-	①	①	①	①	①	-	-		160	32	128
受入児童数	10	10	10	10	10	-	-	10				
算定可否	×											

開所日が 6 日以上の場合、常勤職員が不在となる場合がある。この場合、基準人員として職員(児2)を配置する必要があり、必要な員数に加え 0.8 (128/160) 人の配置となるため、児童指導員等加配加算は算定できない。

(例5)【OK】定員 10 名、児童指導員2名(常勤)、児童指導員1名(非常勤)、保育士 1 名(非常勤)を配置する事業所

開所日:月～金(週 5 日) ⇒ 開所日:月～土(週6日)

	1	2	3	4	5	6	7	8	略	勤務時間計	内訳	
	月	火	水	木	金	土	日	月			基準人員	加配
児1(常)	①	①	①	①	①	-	-	①	略	160	160	0
保(非)	②	②	②	②	②	②	-	②		120	120	0
児2(常)	-	①	有	①	①	①	-	-		160	0	160
児3(非)	②	②	②	②	②	②	-	②		120	20	100
受入児童数	10	10	10	10	10	10	-	10				
算定可否	○											

上記例の場合、必要な員数に加え 1.6 (260/160) 人の配置となるため、児童指導員等加配加算 (I) (児童指導員等)を算定できる。

なお、常勤職員の有給休暇等については、一月を超えない限り、加配加算の常勤換算に含めてよいとされている。 非常勤職員については、除外となるため注意すること。

(例6)【OK】定員 10 名、児童指導員 1 名(常勤)、児童指導員 2 名(非常勤)、保育士 1 名(非常勤)を配置する事業所

開所日:月～金(週 5 日) ⇒ 開所日:月～土(週 6 日)

	1	2	3	4	5	6	7	8	略	勤務時間計	内訳	
	月	火	水	木	金	土	日	月			基準人員	加配
児1(常)	①	①	①	①	①	-	-	①	略	160	160	0
児2(非)	②	②	②	②	②	②	-	②		120	120	0
児3(非)	-	-	-	②	②	②	-	-		60	20	40
保(非)	②	②	②	②	②	②	-	②		120	0	120
受入児童数	10	10	10	10	10	-	-	10				
算定可否	○											

上記の例の場合、必要な員数に加え 1.0(160/160)人の配置となるため、児童指導員等加配加算(I)(児童指導員等)を算定できる。児童指導員 40 時間(児童指導員等)と保育士 120 時間(理学療法士等)のように職種混合で加配加算の要件を満たす場合は、下位の職種(理学療法士等 > 児童指導員等 > その他の従業者)での加配算定となる。

(例7)【OK】定員 10 名、児童指導員 1 名(常勤)、保育士 1 名(非常勤)、障害福祉サービス経験者 1 名(常勤)を配置する事業所

児童指導員等加配加算(I):「児童指導員等」を加配する旨を長崎県へ届出済み。

↓

児童指導員等加配加算(I):「その他の従業者」を加配する旨を長崎県へ届出済み。

	1	2	3	4	5	6	7	8	略	勤務時間計	内訳	
	月	火	水	木	金	土	日	月			基準人員	加配
児(常)	①	①	①	①	①	-	-	①	略	160	160	0
保(非)	②	②	②	②	②	-	-	②		100	100	0
サ経(常)	①	①	①	①	①	-	-	①		160	0	160
受入児童数	10	10	10	10	10	-	-	10				
算定可否	○											

上記の例の場合、必要な員数に加え 1.0(160/160)人の配置となるため、児童指導員等加配加算(I)(その他の従業者)を算定できる。

なお、必要な員数については障害福祉サービス経験者と保育士で満たすことができるため、児童指導員等を必要な員数に加えて 1.0(160/160)人配置しているとも言える。

しかし、この場合には児童指導員等加配加算(Ⅰ)(児童指導員等)を算定することができない。

	1	2	3	4	5	6	7	8	略	勤務 時間 計	内訳	
	月	火	水	木	金	土	日	月			基 準 人 員	加 配
児(常)	①	①	①	①	①	-	-	①		160	0	160
保(非)	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	<del>②</del>	-	-	<del>②</del>		100	100	0
サ経(常)	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>	<del>①</del>			<del>①</del>		160	160	0
受入児童数	10	10	10	10	10	-	-	10				
算定可否	×											

児童指導員等加配加算(Ⅰ)(理学療法士等及び児童指導員等)を算定するためには、基準人員及び加配人員の総数のうち、児童指導員又は保育士を2名以上配置(常勤換算による算定)する必要がある。上記の場合、児童指導員 160 時間、保育士 100 時間の配置で 1.6(260/160)人の配置となり、2.0 人以上の配置ができていないため児童指導員等加配加算(Ⅰ)(児童指導員等)を算定することができない。



## 【資料 2】

### 障害福祉サービス等における 指導内容

監査指導課

## 障害福祉サービス等における指導内容【児童系】

基準区分	指摘・指導内容	事業種別
勤務表	従業者の勤務体制について、事業所独自のものを作成しているが、従業者の日々の勤務時間、常勤、非常勤の別、管理者との業務関係を明確に定めた勤務表を月ごとに作成し、人員配置を明確にするとともに、毎月配置基準を満たしているか確認を行うこと。	放課後等デイサービス
実務経験証明書	従業者の雇用に関しては、履歴書のみで判断するのではなく、実務経験証明書を取得したうえで、児童指導員もしくは福祉サービス経験者に該当するかを判断して加算請求すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
出勤簿	法人役員が従業者として勤務する場合は出勤簿等で勤務状況を明確にしておくこと。	放課後等デイサービス
人員基準	放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者を、障害児の数が10までの場合2人以上、15名までは3人以上配置する必要があるが、平成31年4月から同年8月まで基準に満たない日がある。平成31年4月は、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて欠如しており、その場合、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月である令和元年9月まで、減算する必要がある。については、関係市町村と協議して、全利用者分について、令和元年5～6月については3割減算し、7～9月については5割減算することとし、その結果を県監査指導課に報告すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者のうち1人以上は専任かつ常勤の者を配置する必要があるが、生活介護と兼務している状況が認められたので、専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者を配置すること。	児童発達支援・放課後等デイサービス
契約書	利用契約書の中に重要事項説明書と個人情報使用に係る同意書を含めているので、利用契約書とは切り離して作成すること。	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
重要事項説明書	重要事項説明書に苦情解決体制に係る第三者委員の連絡先(当該第三者の同意のうえ)を追加明記すること。	放課後等デイサービス
個人情報の開示に関する承諾書	個人情報の開示に関する承諾書について、利用者のみならず、利用者及びその家族の情報についても承諾書をとっておくこと。	児童発達支援、放課後等デイサービス
業務日誌	事業所の業務日誌に他事業所のことを記載しているので、今後は記載しないこと。	放課後等デイサービス
領収書	保育所等訪問支援の費用の額の支払いを受けた場合に領収証を交付しているが、その控えを残していないので、残しておくこと。	放課後等デイサービス・ 保育所等訪問
給付額の通知	法定代理受領による給付費の額の通知については、給付費の支給を受けた後に、保護者等へ行うこと。	児童発達支援、放課後等デイサービス
給付費の額の通知	通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費の額は通知しているが、当事業所が障害児通所給付費を請求した時点で通知しているので、今後は、受領後に行うこと。	放課後等デイサービス
個別支援計画	個別支援計画について、作成者名及び作成年月日を記載するとともに、計画の末尾に、上記について、説明した者の氏名、内容について同意し、写しの交付を受けた旨一文追加し、保護者名・押印をしてもらうこと。	児童発達支援、放課後等デイサービス
個別支援計画	個別支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、生活全般の質を向上させるための課題を記載すること。	放課後等デイサービス

個別支援計画	放課後等デイサービス計画を変更する場合、まず利用者や家族に個別支援計画期間中のサービスに対するモニタリングを行ってから原案を作成し、会議で担当者等の意見を聞いてから正式なものを作成するものであるが、当事業所では先に計画書を作成した後に個別支援計画書の作成会議を開催し、その後にモニタリングを実施している。手続きの順序が誤っているので、今後、適正に計画書を作成すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
モニタリング	モニタリング表(『個別支援計画書評価表』)には、「到達目標」について「達成」・「ほぼ達成」・「未達」に区分して評価を行っているものの、「到達目標」を継続するか否かの判断が記載されないまま計画が変更されているので、モニタリング表に継続するか否かについても記載すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
児童発達支援計画	児童発達支援計画の作成について、サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う支援会議の結果が計画に反映されていない事例が一部認められた。支援会議の結果は児童発達支援計画に適切に反映させること	児童発達支援、放課後等デイサービス
放課後等デイサービス計画	放課後等デイサービス計画の作成に関し、事業所の担当者等を召集し開催する支援会議が、新規作成時は職員が受け入れ予定の利用児と面識がないとの理由で開催されていないが、必ず実施し意見を求めること。	児童発達支援 放課後等デイサービス
利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算を請求しているが、当該月においては、他事業所の利用実績がなかったため、通所利用者負担額合計額の管理を行っていないので、当該加算の要件を満たさない。については、関係市町と過誤調整を行い、その結果を県監査指導課へ報告すること。	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
自己評価	「放課後等デイサービスガイドライン」に基づいた支援を行うとともに、自己評価表を活用して適切に自己評価を行い、自己評価結果を公表すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
自己評価	放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価を実施し、質の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
相談支援加算	事業所内相談支援加算を算定しているが、個別支援計画に事業所内相談支援を行う旨記載していないので、今後は同計画に位置づけるとともに、事前に保護者の同意を得ておくこと。 また、支援結果については、いつ、どこで、何時から何時まで、誰と誰が、どういう相談支援をしたのか明確に記録しておくこと。	放課後等デイサービス
運営規程	運営規程について、次のとおり改正し県障害福祉課へ変更を届け出ること。 ・おやつ代(1回:50円)について追加明記すること。 ・営業時間及びサービス提供時間のただし書きについて、「土曜日及び国民の休日、学校休業日は、午前9時から午後6時までとすること。」	放課後等デイサービス
運営規程	運営規程について、次のとおり改めること。 ① 職員の職種、職員数及び職務内容について、管理者、児童発達支援管理責任者は兼務であるので、その旨記載するとともに、人員基準上、配置すべき人員は「指導員」ではなく、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者等となったので、改めること。なお、職員数のみ変更する場合は、年1回程度の届けで構わないこと。 ② 創作活動に関わる材料費として1回につき50円としているが、利用日ごと毎回50円徴収しているので、「利用日1回につき50円」と改めること。また、創作活動に関わる材料費を定期的に集計し、余った金額については利用者に還元する等適切に対応すること。 ③ 通常の事業の実施地域について、「またその近郊の地域」というのは区域が明確でないので、改めること。 ④ 営業時間、サービス提供時間について、学校休業日の時間が明確でないので、加えること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
運営規程	通常の実施地域を超える場合の送迎費の燃料相当分については、徴収することができないため、削除すること。	放課後等デイサービス

感染防止	感染症、食中毒に係る対応マニュアルを作成していないので、早急に作成するとともに、研修等を通じて、職員・利用者に周知すること。	放課後等デイサービス
感染防止	洗面所に共用タオルを設置しているので、感染症防止のため撤去すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
災害対策	非常災害対策について、次のとおり改善すること。(16項(イ))防火管理者を定め消防署へ届け出ること。消防用設備の点検は、6ヶ月に1回点検し、1年に1回は消防署に報告すること。学習ルーム、プレイルームのマットやジョイントマットが防災仕様はないので、防災仕様のものに取り替える等対応すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
災害対策	非常災害(地震、風水害、火災その他の災害等)に備えて、定期的に(年に2回以上)避難、救出その他必要な訓練を実施し、その内容について記録しておくこと。	児童発達支援、放課後等デイサービス
定員	利用定員を超えて受け入れた日数が月の半数となるなど常態化してきているため、定員超過の解消を図ること。 なお、やむを得ない事情により利用定員を超えて受け入れる必要があるか判断に迷う場合は、支給決定を行う市町等へ相談し、やむを得ない事情が存するかどうかを確認すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
定員	夏休み期間において、利用申込みの増加に伴い定員を超過してサービスを提供している日が多く認められた。定員超過はサービスの質の確保に影響するので、災害、虐待、地域の社会資源の状況等やむを得ない事情がある場合以外は利用定員を超えた受け入れが禁止されている。定員超過の解消を図り定員を遵守すること。なお、やむを得ない事情により利用定員を超えて受け入れる必要があると思われる場合は、支給決定を行う市町等へ相談し、やむを得ない事情が存するかどうかを確認すること。また、受け入れた際はやむを得ない事情について記録しておくこと。	児童発達支援、放課後等デイサービス
避難訓練	非常災害対策について、次のとおり改善すること。 (1)事業開始以来、避難訓練が実施されていない。非常災害に備えて、定期的に(年に2回以上)避難、救出その他必要な訓練を実施し、その内容について記録に残すこと。 (2)1階の指導訓練室のジョイントマット・2階の学習室のカーテン及びじゅうたんが防災性能になっていないので、取り替える等対応すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
避難訓練	避難経路にスタッフルームがあり、スムーズな避難ができるか検証するとともに、必要に応じて消防署に相談すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
避難訓練	避難訓練は年2回実施されているが、児童が参加した訓練を実施していないので、次回からは児童参加による訓練を行うこと。その際、参加者名が分かるように記載しておくこと。 また、訓練が火災のみの想定となっているので、地震、風水害その他の災害についても実施するよう検討すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
協力医療機関	協力医療機関との協定書の内容が、過去に介護保険サービス事業所と協定した内容のままであるので、当該障害福祉サービス事業所との協定に改めること。	児童発達支援 放課後等デイサービス
広告	広告用リーフレットに関し、料金システムの記載内容を実態に合わせ運営規定・重要事項説明書と整合を図り改めること。	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
苦情解決	苦情解決体制について、苦情受付担当者と苦情解決責任者は同一職員ではなく、別の職員とすること。 また、第三者委員を複数名選任するとともに、重要事項説明書及び重要事項の掲示の中に連絡先(当該第三者委員の同意のうえ)を含めて追加明記すること。	放課後等デイサービス
事故発生時の対応	事故発生時の対応に関し、平成30年4月28日発生した負傷事故に対し再発防止策は検討されているが未だ実施されていないので、早急に実施し再発防止に努めること。	放課後等デイサービス

事故発生時の対応	利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ決めておくこと。	児童発達支援、放課後等デイサービス
第三者委員	第三者委員は複数指名することが望ましいので、検討すること。	放課後等デイサービス
会計	会計の区分は、事業ごと(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)に区分すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
服薬管理	服薬の管理に関するマニュアル(誤薬が発生した場合の対応などを含む)が作成されていないため、作成し、職員間で周知を行うこと。	放課後等デイサービス
虐待防止	事業所内で行った研修の記録を残すこと。また、虐待防止研修については、少なくとも年に1回実施すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
虐待防止	障害者虐待防止の研修会に出席した後に伝達研修を行っているが、欠席者に研修資料を手渡すか回覧をすること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
業務管理体制の整備	児童福祉法に基づく業務管理体制の整備について、手続き等が行われていない。法令遵守責任者を県障害福祉課へ届け出ること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
研修会	毎月ケース会議を開始し、また、外部研修を受講した場合は他職員にも研修内容を回覧しているが、事業所としての研修会を開催していないので、職員の資質向上やサービス向上のために研修の充実を図ること。	放課後等デイサービス
研修会	外部研修後は、伝達研修や供覧する等、職員の資質向上に努めること。	放課後等デイサービス
身体拘束	重症心身障害児に対して、送迎中や事業所2階へ移動時のエレベーターの中及び事業所2階訓練室内等において、事故予防や安全のため車椅子に足をベルトで固定したうえでマジックテープで止めているが、これは身体拘束にあたり、前回の実地指導で4項目について改善を指導していたが、身体拘束について個別支援計画や支援記録への記載内容が不十分であるので、個々の利用者ごとにより具体的に記載すること。なお、平成30年度から身体拘束廃止未実施減算が設けられ、制度的にも身体拘束をすることは厳しくなって来ている情勢にあることを考慮し、不必要な身体拘束を行うことがないよう、今後とも十分配慮すること。	放課後等デイサービス
業務管理体制届出書	業務管理体制届出書が提出されていないので、法令遵守責任者を選任し、速やかに県障害福祉課へ提出すること	児童発達支援
欠席時対応算	欠席時対応加算の算定に当たって、保護者からの連絡受付につて受付時刻等必要事項が記録されていないものがあるので、今後は平成27年2月17日付け26障福号外「障害福祉サービスの報酬算定に係る周知徹底について(再通知)」(長崎県障害福祉課長通知)を参照して漏れがないようにすること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
欠席時対応算	欠席時対応加算について、平成〇年4月10～12日に〇〇利用者が欠席した際、4月9日に欠席の連絡があり対応し、4月10日と11日の2日について加算を請求しているが、1回の連絡では1日の加算しか取れないので、11日分については給付市町村と協議して過誤調整を行うとともに、その結果を県監査指導課に報告すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
欠席時対応算	欠席時対応加算を算定しているが、連絡を受けた職員名を記録していないので、今後は、平成27年2月17日付けの県障害福祉課長通知に従い、①日時(受話・受理)、②日時(欠席する日時)、③相手方の氏名、④対応した職員の氏名、⑤具体的な相談援助内容の5項目を漏れなく記録すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
健康診断	従業者の健康診断を実施していないので、今後、正規職員の1週間の所定労働時間数が3/4以上の従業者に年1回以上健康診断を実施し、その結果の記録を5年間保存すること。 また、健康診断の結果、要精密検査等の場合は受診勧奨を行いその結果を把握する等健康管理を行うこと。	児童発達支援、放課後等デイサービス

家庭連携加算	家庭連携加算は、1回の訪問に要した時間に従って算定されることから、相談支援の所要時間を支援記録簿等に記載しておくこと。	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
家庭連携加算	家庭連携加算の算定に関し、就学時の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行う旨を、あらかじめ保護者の同意を得て、放課後等デイサービス計画に位置づけておくこと。	放課後等デイサービス
児童指導員等加配加算	児童指導員等加配加算の「理学療法士等(保育士を除く)を配置する場合」を算定した場合、理学療法士等の配置及び配置された職員による専門的な支援を報酬上評価していることから、「特別支援加算」の算定はできない。 については、加算(特別支援加算)の算定を受けた以降について、関係市町と協議し、過誤調整するとともに、その結果を県監査指導課に報告すること。	児童発達支援
児童指導員等加配加算	児童指導員等加配加算(Ⅰ)を算定しており、算定に必要な人員に管理者が含まれているが、当該管理者は児童指導員等の従業者として業務を行っていないので、加算の算定に必要な人員として認められない。については、平成31年4～5月の利用者全員分に係る同加算について関係市町村と協議し過誤調整するとともに、その結果を県監査指導課に報告すること。	放課後等デイサービス
特別支援加算	特別支援加算を請求しているが、特別支援計画の作成にあたり保護者から同意書をとっていないので、必ず取っておくこと。	児童発達支援、放課後等デイサービス
福祉・介護職員処遇改善	福祉・介護職員処遇改善計画や実績報告書を事業所内に保管していないので、内容を職員に周知した場合、事業所内に写しを保管しておくこと。	児童発達支援、放課後等デイサービス
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定に当たって、正社員及び毎月80時間超のパート職員に、毎月〇〇円の処遇改善手当を支給すると福祉・介護職員処遇改善計画書に記載しているのに手当を支給していない。また、有資格の常勤職員に□□～△△円の資格手当を支給しているが、その手当は当該計画の前からすでに実施している。については、当該加算の額以上の賃金改善を行うとともに、当該計画書の見直しについて県障害福祉課と協議すること。	児童発達支援、放課後等デイサービス
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」の算定に関し、以下の内容については、全ての福祉・介護職員へ周知する必要があるため、関係資料を事務室に備え自由に閲覧できる体制をとっているが、全ての福祉・介護職員へ周知されたのか確認できていない状況であるので、関係資料の全員回覧や事務室の掲示板への掲示等の方法のより、全員に確実に周知されるよう改めること。 (1) 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件 (2) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画。 (3) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み。 (4) 実施した処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び処遇改善に要した費用。	児童発達支援、放課後等デイサービス
福祉・介護職員処遇改善加算	「福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」において、処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び処遇改善に要した費用について、全従業者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従業者への文書による通知等により周知すること。	放課後等デイサービス
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算について、職員の資質向上のために研修を実施することとしているが、年間研修計画を策定していないので、早急に作成し、計画に沿って研修を実施すること。	放課後等デイサービス
福祉専門職員配置加算	福祉専門職員配置加算(Ⅱ)について、平成30年〇月において、当該加算の要件(常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であること。)を満たしていないので、関係市町と過誤調整を行い、その結果を県監査指導課へ報告すること。	児童発達支援

<p>福祉専門職配置等加算</p>	<p>福祉専門職配置等加算(Ⅲ)の算定に関し、令和元年〇月分の請求について、当該加算の要件(児童指導員、保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上)を満たしていないことが認められた。については、同様の事例がないか自主点検を行い、関係市町と協議のうえ過誤調整を行うこと。また、その結果を県監査指導課へ報告すること。</p>	<p>児童発達支援</p>
-------------------	--	---------------